

# 札幌被災者支援ニュース 第4号 発行日 2018.9.27

発行責任者 札幌弁護士会

★ 弁護士会では、**10月1日**から当面の間、以下の法律相談センターにて、**被災者の皆様のため**の**無料面談相談**を実施することになりました。

(いずれも要予約。相談時間は**45分**。実施日時につきましては、お近くの法律相談センターにお電話でお問い合わせください。)

地震の被害に遭われ、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、お気軽にご利用ください。

名称	場所	電話番号
札幌法律相談センター	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2F	011-251-7730
新さっぽろ法律相談センター	札幌市厚別区厚別中央2条5丁目 サンピアザセンターモール3F	011-896-8373
苫小牧法律相談センター	苫小牧市若草町3丁目2-7 大東若草ビル3階	0144-35-8373

★ **最新の情報は、札幌弁護士会ホームページ** (<https://www.satsuben.or.jp/>)

→ 「北海道胆振東部地震で被災された方へ」 をご覧下さい。

**Q1** 今回の地震で、大家さん(またはお隣さんなど)とトラブルになってしまいました。話し合ったのですが、なかなか解決ができません。そのような場合、必ず裁判をしなければならないのでしょうか。

→ 札幌弁護士会では、「災害ADR」という、弁護士が間に入って話し合いを行う手続きを用意しています。これは、

- ① 申立てから2～3か月での**早期解決を目指す**手続きで、
- ② 大家さんやお隣さんとのトラブルに限らず、話し合いで解決できそうな**今回の地震を原因とする法律トラブルであれば何でも対象**となり、
- ③ **申立ての際の手数料はかかりません**(話し合いがまとまった場合に、一定の手数料がかかります。)
- ④ 弁護士による、**申立書作成のサポート制度**もあります。

「当事者同士で話し合っても解決できないけど、裁判まではちょっと・・・」という方は、まずは、弁護士に相談して、「災害ADRを利用したい」と伝えてみてください。

(手続きの流れや費用など、詳しくは、**札幌弁護士会紛争解決センター『災害ADR』**のチラシもご覧ください。)

札幌弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。  
なお、本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。

# 札幌弁護士会紛争解決センター 「災害ADR」

～弁護士が、皆様の紛争を早期に、円満かつ柔軟に解決することをお手伝いします～

札幌弁護士会では、「災害ADR」という、裁判によらず、シンプルな話し合いによる紛争解決の場を提供しています。北海道胆振東部地震を原因とした様々な法律トラブルに対応致します。

## Q1:どんな紛争が対象になるの？

A1：話し合いで解決できる可能性がある法的な紛争であれば全ての事案が対象です。東日本大震災では、仙台弁護士会において、借地借家トラブルや隣人トラブル、雇用に関するトラブル、建物の修繕等に関するトラブル等、400件以上の事案が災害ADRによって解決されました。

## Q2:「災害ADR」って高い費用がかかるのでは？

A2：申立ての際の手数料は、一律「無料」です。話し合いがうまくいき、和解が成立した場合には、裏面記載の通り、別途「成立手数料」がかかりますが、紛争発生の経緯や、事案の内容等から、一部減免することを柔軟に検討致します。

## Q3:どうやって申し立てればいいのか？

A3：まずは、弁護士の法律相談を受けて下さい。面談相談でも電話相談でも大丈夫です。相談の際、担当弁護士に、「災害ADRを利用したい」と伝えていただくとスムーズです。相談する弁護士に心当たりがない場合には、札幌弁護士会紛争解決センター(011-251-7730)にお電話を下さい。電話相談担当弁護士から改めてお電話を差し上げます。

## Q4:解決までにどれくらいの時間がかかるの？

A4：申立てから2～3ヵ月程度での早期解決を目指しています。ただし、相手方との連絡がつかない場合や、参加者の日程が合わない場合には、少々お時間を頂戴する場合があります。

## Q5:札幌弁護士会まで行く必要があるのでは？

A5：災害ADRの期日は、札幌弁護士会で実施しますので、原則として、札幌までお越しいただく必要がありますが、どうしてもお越しいただけない事情がある場合、相手方や弁護士調停人の了解を得て、より近い弁護士会等の施設を利用して期日を開催できる場合があります。

裏面に続く

# 災害ADRの流れ

## ■ 弁護士による法律相談(紹介状作成及び申立サポート)

- ① 各出張所における面談相談
- ② 北海道胆振東部地震に遭われた方への無料法律相談ダイヤル(0120-325-104)  
※御相談の際、「災害ADRを利用したい」とお伝えいただくとスムーズです

## ■ 札幌弁護士会紛争解決センター(011-251-7730)へのお問い合わせ

※担当の職員が対応致しますので、「災害ADRを利用したい」とお伝え下さい  
電話相談担当弁護士から直接皆様に御連絡を差し上げ、事実関係等の聞き取り(紹介状作成及び申立サポート)を実施致します

相談担当した弁護士(申立サポート弁護士)が紹介状兼調停申立書を紛争解決センターに提出

紛争解決センター運営委員会から、相手方への連絡及び意向確認

相手方応諾の場合には、調停人弁護士を選任し第1回の期日調整

相手方不応諾の場合は終了

第1回期日(調停人弁護士が間に立つ話し合い)

第2回～審理期日(回数はケースにより異なります)

**和解成立**

和解不成立

# 災害ADRの費用

■ 申立手数料…無料(一般のADRでは1万円+消費税)

■ 成立手数料…原則として、下表のとおり解決額に応じて算出された金額(ただし、事案に応じて一部減免することを柔軟に検討致します)を、申立人と相手方で折半して負担していただきます。和解が成立しないときは発生しません。

## 成立手数料算定方法(別途消費税が加算されます)

解決額	割合
100万円までの場合	8%
100万円を超え300万円以下の場合	3万円+5%
300万円を超え3000万円以下の場合	9万円+3%
3000万円を超え3億円以下の場合	39万円+2%
3億円を超える場合	339万円+1%

例) 相手方が申立人に対して100万円支払うという和解が成立した場合、成立手数料は8万円となり、申立人と相手方がそれぞれ43,200円(消費税込)ずつご負担いただくこととなります。

(お問い合わせ)

## 札幌弁護士会紛争解決センター

〒060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階

札幌弁護士会法律相談センター内

TEL:011-251-7730 (受付時間 平日 9:00~16:00 \*12:00~13:00を除く)

[URL] <https://www.satsuben.or.jp/>